

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】令和3年8月12日(2021.8.12)

【公開番号】特開2020-22192(P2020-22192A)

【公開日】令和2年2月6日(2020.2.6)

【年通号数】公開・登録公報2020-005

【出願番号】特願2019-193564(P2019-193564)

【国際特許分類】

H 04 N 5/232 (2006.01)

【F I】

H 04 N 5/232 1 9 0

H 04 N 5/232 2 2 0

H 04 N 5/232 9 3 0

【手続補正書】

【提出日】令和3年7月1日(2021.7.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

1又は複数のコンピュータプロセッサを備え、本人確認のためのシステムであって、前記1又は複数のコンピュータプロセッサは、読み取可能な命令の実行に応じて、カメラを介して入力される画像を表示する所定の領域であって、顔に対応する第1のガイド領域及び本人確認書類に対応する第2のガイド領域が配置された前記所定の領域を有する所定の画面をユーザに提示する処理と、

所定の期間の前記入力される画像によって構成される動画を本人確認画像として記録する処理と、を実行し、

前記所定の画面は、前記所定の期間の少なくとも一部において、前記第1及び/又は第2のガイド領域が前記所定の領域内を移動するように構成されている、  
システム。

【請求項2】

前記所定の期間は、前記所定の画面を介した前記ユーザによる指示に応じて開始する、  
請求項1のシステム。

【請求項3】

前記所定の期間は、前記所定の画面を介した前記ユーザによる指示に応じて終了する、  
請求項1又は2のシステム。

【請求項4】

前記所定の期間は、前記動画の記録を開始してからの所定の時間の経過に応じて終了する、  
請求項1又は2のシステム。

【請求項5】

1又は複数のコンピュータによって実行され、本人確認のための方法であって、  
カメラを介して入力される画像を表示する所定の領域であって、顔に対応する第1のガイド領域及び本人確認書類に対応する第2のガイド領域が配置された前記所定の領域を有する所定の画面をユーザに提示するステップと、

所定の期間の前記入力される画像によって構成される動画を本人確認画像として記録す

るステップと、を備え、

前記所定の画面は、前記所定の期間の少なくとも一部において、前記第1及び／又は第2のガイド領域が前記所定の領域内を移動するように構成されている、

方法。

【請求項6】

本人確認のためのプログラムであって、

1又は複数のコンピュータ上で実行されることに応じて、前記1又は複数のコンピュータに、

カメラを介して入力される画像を表示する所定の領域であって、顔に対応する第1のガイド領域及び本人確認書類に対応する第2のガイド領域が配置された前記所定の領域を有する所定の画面をユーザに提示する処理と、

所定の期間の前記入力される画像によって構成される動画を本人確認画像として記録する処理と、を実行させ、

前記所定の画面は、前記所定の期間の少なくとも一部において、前記第1及び／又は第2のガイド領域が前記所定の領域内を移動するように構成されている、

プログラム。